

滋賀県スポーツ推進委員協議会規約

(名称・事務局)

第1条 本会は、滋賀県スポーツ推進委員協議会と称し、事務所を滋賀県県民生活部スポーツ局におく。

(目的)

第2条 本会は、滋賀県内のスポーツ推進委員相互の連絡を密にし、相協力して社会体育の推進を図るとともに、地域の特性を生かしながら、県民の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ推進委員相互の連絡と情報交換
- (2) スポーツ推進委員の資質向上を図るための研修会の開催
- (3) 県ならびに関係行政機関に対する請願または建議
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 本会は、県内各市町単位に結成されたスポーツ推進委員の連絡組織をもって構成する。県内を各市町単位の集まりで構成された第1（湖南・湖西ブロック）、第2（湖東・湖北ブロック）の2つの地区に分けて組織する。

(役員)

第5条 本会は次の役員をおく。

会 長 1名
副会長 4名
理 事 19名以内
監 事 2名

- 2 会長は、理事会において選出し、理事会において承認を得る。会長は、本会を代表して、これを統括する。
- 3 副会長は、理事会において各ブロックから選出し、理事会において承認を得る。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。また、それぞれの各ブロックを統括する。
- 4 理事は、別表のとおり次の区分において各ブロックより選出する。
 - (1) 各市町より選出されたスポーツ推進委員の代表者
 - (2) 各ブロックから選出された女性スポーツ推進委員の代表者

ブロック名	会 長	市町代表者数(内副会長1名)	ブロック女性代表者数	合 計
会長(全県)	1名			1名
湖 西		2名	1名	3名
湖 南		6名	1名	7名
湖 東		8名	1名	9名
湖 北		3名	1名	4名
合 計	1名	19名	4名	24名

5 理事のうちから会長を選出したときは、当該理事を選出した前項の区分により別に理事を選出する。

6 会長・副会長および理事は、理事会を構成し、本会の業務を協議し、執行する。

7 監事は、会長が4ブロックの中から2名を指名し、理事会で承認を得る。

監事は、本会の業務を監査する。

(専門委員長・委員)

第6条 専門委員長、委員は、会長が委嘱し、各専門委員会に属して専門事項に関する会務を処理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後であっても後任者の就任するまでは、なお、その職務を行う。

(顧問および参与)

第8条 本会に顧問および参与をおくことができる。

2 顧問および参与は、会長および理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問および参与は、会長および理事会の諮問に応ずる。

(理事会)

第9条 理事会は、本協議会の最高議決機関であって、会長、副会長および理事、監事で構成し、次の事項を処理する。

(1) 業務運営に関すること。

(2) 緊急を要する重要事項に関すること。

2 理事会は、会長が招集し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および予算に関すること。

(2) 事業報告および決算に関すること。

(3) その他理事会において必要と認めたこと。

3 会長は、理事が議決した事項について、会員であるスポーツ推進委員に報告しなければならない。

(会長・副会長会および専門委員会)

第10条 この会に会長・副会長会および専門委員会をおく。

2 会長・副会長会は、会長1名と副会長4名の計5名で構成し、必要がある時に会長が招集する。

3 専門委員会は、委員会に委員長および副委員長をおき、理事のうちから会長が指名する。

4 専門委員は、理事のうちから会長が指名する。

5 専門委員会に関する事項は、理事会の議を経て会長が定める。

6 専門委員会は、委員長が招集する。

(議長)

第11条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長・副会長会の議長は、会長とする。

3 専門委員会の議長は、専門委員長とする。

(議決)

第12条 理事会、会長・副会長会および専門委員会(以下「会議」という。)は、構成員の2分の1以上の出席で成立し、その議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。

この場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。
ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決の委任)

第13条 やむを得ない理由のため会議に出席できないものは、議案について、文書をもって他の構成員に議決を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(書面決議)

第14条 特別な事情があるときは、書面決議をもって会議に替えることができる。

(監事の出席)

第15条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局員)

第17条 本会の事務を処理するため、所要の職員をおくことができる。

2 職員は、会長が任命または委嘱できる。

(経費)

第18条 本会の経費は、各市町スポーツ推進委員連絡組織の会費および寄付金その他の収入でこれを支弁する。

(規約の変更)

第19条 この規約の改廃は、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

付 則

1. この規約は、昭和45年12月5日から施行する。
2. この規約改正時において、役員である者（理事を除く）は、その任期中は、この改正規約第6条第1項の規定により選出されたものとみなす。
3. 滋賀県体育指導委員協議会規約（昭和35年12月14日施行）は廃止する。
4. 改正 昭和57年 5月22日
5. 改正 昭和63年 5月28日
6. 改正 平成 5年 4月13日
7. 改正 平成 8年 5月17日
8. 改正 平成13年 5月12日
9. 改正 平成16年 5月29日
10. 改正 平成17年 5月14日
11. 改正 平成17年10月22日
12. 改正 平成22年 3月 6日
13. 改正 平成23年10月22日
14. 改正 平成28年 3月 5日
15. 改正 平成29年 5月13日